資料６

令和元年 11 月 14 日
西濃県事務所福祉課

参考　共生型サービスの対象となる障がい福祉サービス事業所の現況

１　対象となるサービス区分

	介護保険		障がい福祉サービス	
ホームヘルプサービス	訪問介護	⇔	居宅介護	自宅での入浴、排せつ、食事の介護等を行う
			重度訪問介護	重度の肢体不自由等常時介護を要する者への自宅での介護や移動支援等を総合的に行う
デイサービス	通所介護	⇔	生活介護	昼間の入浴、排せつ、食事等の介護、創作活動や生産活動機会の提供
			自立訓練(機能訓練)	日常生活や社会生活の自立に向けた身体機能、生活能力の訓練
			自立訓練(生活訓練)	
			児童発達支援	障がい児に対し日常生活における基本的動作、知識技能、集団生活への適応訓練を行う
			放課後等デイサービス	就学児を対象に授業終了後や休校日に生活能力向上のための訓練や社会との交流促進を行う
ショートステイ	短期入所	⇔	短期入所	介護者が病気等の場合に、夜間を含めて入浴、排せつ、食事の介護等を行う

２　西濃管内市町の障がい福祉サービスの事業所数（R1.10.1 現在）

		市		養老	不破郡		安八郡			揖斐郡		
		大垣市	海津市	養老町	垂井町	関ケ原町	神戸町	輪之内町	安八町	揖斐川町	大野町	池田町
居宅介護		20	3	1	2	1	2		1	2	1	2
重度訪問介護		14	3	1	2		2		1	1	1	
生活介護		11	2	1	2	1	1	1		2		1
自立訓練	機能訓練											
	生活訓練	1			1							
児童発達支援		5	3	2	1		1	1	3	2	2	1
放課後等デイサービス		21	3						2	1	2	1
短期入所		7	1	3	3					2	1	3

※障がい福祉サービス事業所にあっては身体障がい、知的障がい、精神障がいの別に受入可能な対象者が異なるが、本表では省略している。